# 2008年漁業センサスの課題と対応方向(案)

#### 調査系統及び調査方法

検討課題	背景、指摘等の内容	対応方向(案)	
1 報告者及び調査員 の負担軽減	・ 国民の価値観の多様化等により、調査協力 を得ることが困難な場合の顕在化。 ・ 地方公共団体から、自計申告調査への統一、 調査内容の簡素・効率化等の意見、要望がある。	・ 調査員による面接・聞き取り調査から報告者が自ら記入する全面自計申告調査へ移行する。 ・ 自計申告調査に対応した分かりやすく、報告者の負担の少ない調査内容、調査票に見直しを行う。 ・ 調査票の封入による回収、郵送による回収を検討する。	
2 国家公務員総人件費改革への対応	・ 農林水産統計分野の定員4,132人(平成17年度末)について、1,904人を純減(平成22年度まで)・ 国の職員による実地調査の原則廃止、職員による実地調査として残る統計調査の調査員調査、郵送調査への移行を進め、一層の減量・効率化を推進する。	<ul> <li>調査の廃止・統合を行う。</li> <li>農林水産省の職員による調査を廃止し、調査員による調査へ移行する。</li> <li>調査対象を明確化し、それに伴い把握が困難な調査項目は廃止する。</li> <li>センサスでは総数の把握、所在の確認のみを網羅的に行い、詳細な内容はセンサス結果を母集団とする別途の調査で把握することを検討する。</li> </ul>	

#### 調査体系及び調査対象

検討課題	背景、指摘等の内容	対応方向(案)
1 海面漁業従事者の 一体的かつ効率的な 把握	<ul> <li>漁業従業者の高齢化と減少に対応した施策の推進に必要なデータの的確かつ詳細な把握が必要。</li> <li>漁業従事者世帯調査では、個人情報保護意識の高まりにより、会社等の経営体から非沿海部や都市部の漁業従業者の所在を完全に捕捉することが困難。</li> <li>調査員及び報告者の負担軽減。</li> </ul>	<ul> <li>漁業従事者世帯調査(沿海部のみ約5万世帯)を廃止した上、漁業経営体調査において、沿海、非沿海を問わず雇用者の総数及び男女別、年齢階層別に把握する。</li> <li>官公庁・学校・試験場を対象とする調査については、販売を目的としない事業所であることから、調査の簡素・効率化の観点から廃止する。</li> </ul>
2 漁業資源の管理・ 多面的機能の実態を 把握する調査対象の 特定化	<ul><li>・ 資源管理と漁場環境の保全の取組主体である漁協に集約し、一体的かつ効率的に調査を実施する必要。</li><li>・ 調査対象の明確化。</li></ul>	・ 海面漁業地域調査のうち、漁業者の行う藻場・干潟の維持、植樹活動等漁場環境の保全に関する事項について、 資源管理及び漁場環境の取組主体である漁協を対象に、 漁業管理組織調査で把握する。
3 水産物流通機関調査の簡素化	・調査の簡素・効率化。	・ 水産物流通機関調査のうち、水産物卸売業者及び水産物買受人を対象にした調査については、その利活用状況を踏まえ、調査の簡素・効率化を図る観点から廃止する。・ なお、市場に所属する卸売業者及び買受人の数は、魚市場を対象にした調査の中で引き続き把握する。

## 調査対象の定義

明旦入り入した		
検討課題	背景、指摘等の内容	対応方向(案)
漁業地区及び漁業 集落の定義と設定基 準の見直し (2003年漁業センサス) 統計審議会答申	・ 2003年漁業センサスにおける漁業地域及び 漁業集落を対象とする調査では、内陸部の漁業 者居住区域を含めて把握することとしたが、漁 業地域及び漁業集落に関する調査については、 漁業センサスの目的に照らし、漁港を中心と担 た漁業生産に直接関係する地域に限定して把握 すべき。 ・ したがって、2003年漁業センサス結果に基 すべき、漁業地区・漁業集落の実態・課題等を明 らかにした上で、水産庁が設定している漁港集 を集落との関係も踏まえ、漁業地区及び漁業集 落の定義と設定基準を見直す必要がある。	・ 漁業地区は、漁協の管轄範囲を基本として設定しているが、市区町村を超えた漁協の広域合併があるなど、従来の漁業地区の範囲を一定の定義により維持・管理することが困難な状況となっている。 ほかまた、漁業地区単位での調査結果について、の国の施策としての利活用は低下している低い状況にある。  2003年漁業センサスにおいて、内陸部の漁業者の居住区域をカバーすることを目的として、漁業地区の区域を内陸部に拡大したが、該当地域は神奈川県内の2箇所のみとなっている。
		面漁業地域調査については、市区町村を範囲とし、また、 漁村地域の活性化を図る施策の推進に資するため、これまで漁業地域調査において漁業地区及び漁業集落単位で把握していた活性化の取組については、調査対象を漁協に限定して調査を行う、市町村単位に集計することとする。 ・ また、調査内容もしたがって、漁業地区別に把握していた祭り・イベント等に関する項目を廃止するとととも
		に、漁業集落別に把握していた社会教育施設の整備状況等全ての項目を廃止し、漁業地区及び漁業集落に着目した調査は廃止する。  ・ なお、小地域統計として漁業経営体調査等の結果を漁業地区別及び漁業集落別に作成していたが、漁業地区に替えて昭和25年当時の旧市区町村の範囲を基に小地域統計を作成する。 こついては、2008年漁業センサスでは改めて設定しないこととし、漁業経営体調査結果の時系列
		<ul><li>比較等 2 次集計を必要に応じて行えるよう、2003年漁業 センサスの地域範囲に基づき指標を設定する。</li><li>漁業集落別に把握していた社会教育施設の整備状況等 については、調査の簡素・効率化の観点から廃止する。</li></ul>

### 調査票及び調査事項

検討課題	背景、指摘等の内容	対応方向(案)
1 海面漁業調査 (1)漁業経営体調査 ・新たな水産基本 計画に基づく水産 行政への的確な対 応	・ 平成19年3月に見直しが予定されている新たな水産基本計画に基づく水産行政の推進に的確に対応する必要がある。	・ 国際的な漁獲量の規制が強まる中、今後期待が高まるまぐろ養殖等の実態を新たに把握する。 ・ 漁業従業者の高齢化と減少に対応した施策の推進に必要なデータの的確かつ詳細な把握が必要なことから、調査項目の簡素化を図りつつ、漁業従事者世帯調査(沿海部のみ約5万世帯)を廃止した上、非沿海に居住する雇われ漁業従事者を含めた漁業従事者全体について男女別、年齢階層別にその実態を把握するとともに、新規就業者の実態についても把握する。 ・ 漁業経営の多角化の実態をより詳細に把握する。(遊漁案内、漁家民宿の利用者数等)
・ 海面漁業生産統計の見直しへの対応 海面漁業生産統計調査 統計審議会答申	・ 統計部が別途行っている海面漁業生産統計調査(漁獲量統計)については、平成19年1月から漁業経営体を対象とする調査から水揚げ機関を対象とする調査に変更する。 ・ この変更に伴い、海面漁業生産統計調査では漁業経営体数を把握できなくなることから、漁業種類別、規模別等の漁業経営体数については漁業センサスで把握する必要がある。	・ 漁業種類(営んだ漁業種類、販売金額1位及び2位の漁業種類)については、漁業センサスの項目として再設定する。(1998年漁業センサスでは設定していたが、2003年漁業センサスでは、海面漁業生産統計調査の結果を代替することから中止していた)
・ 都道府県が保有 する漁船登録デー タの活用 (2003年漁業センサズ) 統計審議会答申	・ 次回調査に向けて、各都道府県における漁船登録データを、母集団名簿の整備と調査票へのプレプリントのため活用することを検討すべき。	<ul> <li>漁船登録データを活用するためには、利用可能な規格で電子化されていることや各都道府県の個人情報保護条例等をクリアすることが前提となるが、これらは、いずれも困難な状況にあることから、漁船登録データの活用は行わない。</li> <li>なお、漁船の調査項目については、調査客体の負担軽減の観点から、トン数、漁業種類に限定するなどの簡素化を図る。</li> </ul>

### 調査票及び調査事項(つづき)

検討課題	背景、指摘等の内容	対応方向(案)
(2) 海面漁業地域調査・漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能把握の標本調査化	・ 漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能の把握については、水産基本計画の基礎データ収集の観点から、今回(2003年)の調査の必要性については認識するものの、漁業センサスは、そもそも生産条件に関連するものに限定することが適当。 ・ したがって、漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能の把握等の調査については、別途の標本調査として統計報告の徴集を行うことを検討すべき。	・ 漁村地域の活性化等を図る施策の推進に資するため、 生産条件、 <del>これまで漁業地域調査において漁業地区及び</del> 漁業集落単位で把握していた活性化の取組について限定して把握することとし、漁業地区別に把握していた祭り・イベント等に関する項目を廃止するとともに、は、調査対象を漁協に限定し、市町村単位に集計することとする。(再掲) ・ 漁業集落別に把握していた社会教育施設の整備状況等全ての項目をについては、調査の簡素・効率化の観点から廃止する。(再掲)
・ 新たな水産基本 計画に基づく水産 行政への的確な対 応	・ 平成19年3月に見直しが予定されている新た な水産基本計画に基づく水産行政の推進に的確 に対応する必要がある。	・ 資源管理を適切に行う観点から、漁業者と遊漁者との <u>連携した取組<mark>調整</mark></u> の実態を <del>詳細に</del> 把握する。
2 内水面漁業調査 内水面漁業地域調査・漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能把握の標本調査化	・ 漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能の把握については、水産基本計画の基礎データ収集の観点から、今回(2003年)の調査の必要性については認識するものの、漁業センサスは、そもそも生産条件に関連するものに限定することが適当。 ・ したがって、漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能の把握等の調査については、別途の標本調査として統計報告の徴集を行うことを検討すべき。	・ 漁村地域の活性化等を図る施策の推進に資するため、 生産条件、これまで漁業地域調査において漁業地区及び 漁業集落単位で把握していた活性化の取組について限定 して把握することとし、漁業地区別に把握していた祭り ・イベント等に関する項目を廃しするとともに、は、調 査対象を漁協に限定し、市町村単位に集計することとす る。(再掲) ・ 漁業集落別に把握していた社会教育施設の整備状況等 全ての項目をについては、調査の簡素・効率化の観点か ・ 房止する。(再掲)
3 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産 加工場調査 ・ 外国人従業者の 実態の的確な把握	・ 海面漁業従事者に加え、加工場等における 外国人従業者が近年増加しつつある。	・ 外国人の就業状況について、冷凍・冷蔵工場及び水産 加工場における実態を新たに把握する。

### 調査票及び調査事項(つづき)

検討課題	背景、指摘等の内容	対応方向(案)
・ 工業統計調査及び事業所・企業統計調査の名簿及び結果の活用 (2003年漁業センサス)統計審議会答申	・ 2003年漁業センサスでは、冷凍・冷蔵、水産加工場調査において非沿海市町村にも調査範囲を広げることから、全国の母集団名簿が整備され、初めて工業統計調査との間で調査対象の照合が可能となるため、報告者の負担を軽減する観点から、客体のとらえ方の相違や調査客体の重複状況を検証した上で、工業統計調査、更には事業所・企業統計調査の名簿及び結果の活用を検討すべき。	・ 漁業センサス、工業統計調査、事業所・企業統計調査の3調査間では、調査対象が異なるとともに、ほぼ全ての調査項目が異なっている。 ・ 調査客体の重複状況について検証した結果、2003年漁業センサス冷凍・冷蔵、水産加工場調査の13,705客体のうち、平成12年工業統計調査の対象であった客体は6,240客体(46%)となっている。 ・ したがって、工業統計調査等の結果の活用は行わないこととする。 ・ 一方、 漁業センサス客体の46%は工業統計調査の客体でもあり、特に水産加工場に該当する客体で多く合致していること、 工業統計調査はセンサス年次の中間年も実施していることから、工業統計調査の名簿を漁業センサスの母集団名簿の整備に引き続き活用する。
・ 冷凍工場に係る調査の標本調査化 (2003年漁業センサス) 統計審議会答申	・ 冷凍工場に係る調査については、工業統計 調査の結果から調査事項がどの程度推計が可能 かを検討し、工業統計調査の母集団名簿を活用 した別途の標本調査化を検討すべき。	・ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査のうち、冷凍・冷蔵工場に係る調査項目(冷凍・冷蔵庫の用途、冷凍・冷蔵庫の利用者、冷凍・冷蔵庫の能力)については、工業統計調査に類似する項目は存在しない。 ・ 2003年漁業センサス冷凍・冷蔵、水産加工場調査の冷凍・冷蔵工場に該当する5,757客体のうち、平成12年工業統計調査の対象であった客体は2,477客体(43%)となっている。このうち、特に「冷凍・冷蔵庫のみ」を営業している客体については、漁業センサスの2,375客体のうち工業統計調査の対象であった客体は102客体となっており、乖離が大きい。 ・ したがって、工業統計調査の結果から推計することは困難であり、工業統計調査の母集団名簿を活用した別途の標本調査化は行わないこととする。

## 調査票及び調査事項(つづき)

検討課題	背景、指摘等の内容	対応方向(案)
・ 従業者の雇用区分の定義の統一 (2003年漁業センサス) 統計審議会答申	・ 漁業センサスの産業統計としての性格にかんがみ、会社、官公庁・学校・試験場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の従業者の「常雇」、「臨時雇・日雇」の定義を、事業所・企業統計調査等の「常用雇用者」、「臨時雇用者」の定義と整合させる。	・ 産業統計の視点から、会社経営体や水産加工場等の従 業者は事業所・企業統計調査等の定義に合わせる。
・ 水産加工統計調査の母集団情報の整備  (2003年漁業センサス) 統計審議会答申	・ 漁業センサスで全国的な母集団名簿の整備が図られることから、従来全数皆調査で実施していた水産加工統計調査(生産量統計)と漁業センサスとの関係について整理すべき。	・ 統計部が別途行っている水産加工統計調査は、平成18 年度から当該調査結果を母集団に標本調査化しており、 平成21年度以降の母集団情報として漁業センサス結果を 用いることを可能とするため、水産加工種類別に生産量 を把握する。